

平成27年6月1日から自転車運転者講習制度が実施されました。

## 自転車の交通ルールを守りましょう

平成27年6月1日から道路交通法が改正され、自転車運転者講習が新設されました。これは信号無視や一時不停止などの危険行為を3年以内に2回以上行った自転車運転者に対し、受講が義務付けられます。自転車の交通事故を防止するため、安全運転を心がけましょう。

### 自転車運転者講習制度のながれ

※受講命令に違反した場合・・・5万円以下の罰金

① 自転車運転者が危険行為をくり返す  
● 3年以内に2回以上

② 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

③ 講習の受講  
● 講習時間：3時間  
● 講習手数料：5700円(標準額)

### 自転車運転者講習に関して定められた危険行為14種

- ① 信号無視 ② 通行禁止違反 ③ 歩行者用道路徐行違反 ④ 通行区分違反
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ⑥ 遮断踏切立入 ⑦ 交差点安全進行義務違反
- ⑧ 交差点優先車妨害等 ⑨ 環状交差点安全進行義務違反
- ⑩ 指定場所一時不停止等 ⑪ 歩道通行時の通行方法違反
- ⑫ 制動装置(ブレーキ)不良車運転
- ⑬ 酒酔い運転 ⑭ 安全運転義務違反



## 国民健康保険からのお知らせ

特定健診・節目検診(人間ドック)を受診しましょう!

国民健康保険に加入している方、後期高齢者医療に移行される方を対象に、下記のとおり特定健診および節目検診(人間ドック)を実施します。対象者には通知しますので、受診し疾病等の予防や早期発見につなげましょう。

	特定健診(集団)	特定健診(個別)	節目検診(人間ドック)	後期高齢者医療人間ドック
対象者	40歳 ~ 74歳の方		40歳・45歳・50歳・55歳 60歳・65歳・70歳の方	75歳到達者 (※平成27年1月~12月)
実施期間	平成27年7月22日~29日 (※7月25日は除く)	平成27年11月30日まで	平成27年11月30日まで	平成28年2月29日まで
受診方法	「集団受診」か「個別受診」のいずれかを選択して受診 実施期間内に指定会場で受診 個人で実施医療機関に直接予約		個人で実施医療機関に直接予約	個人で実施医療機関に直接予約
持参するもの	① 特定健康診査受診券 ② 国民健康保険被保険者証 ③ 自己負担費用		① 人間ドック利用券 ② 国民健康保険被保険者証 ③ 自己負担費用	① 人間ドック利用券 ② 後期高齢者医療被保険者証 ③ 自己負担費用
自己負担費用	1,000円		検査費用の3割の額 (検査費用の7割を町で助成)	検査費用の3万円を超えた額 (検査費用の3万円までを町で助成)
実施医療機関	福島県保健衛生協会 (町の住民総合健診と同時実施)		公立小野町地方総合病院 医療法人慶信會石塚医院 さいとう医院本院 かみや内科クリニック 医療法人島貫整形外科 橋本医院 田村市・三春町の医療機関	公立小野町地方総合病院 医療法人慶信會石塚医院 総合南東北病院 坪井病院 太田熱海病院 星総合病院 寿泉堂クリニック